埼玉県社会保障推進協議会 2022 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

三郷市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

- (1) 埼玉県第2期国保運営方針について
 - ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、 しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてくだ さい。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】国保年金課

平成30年から埼玉県と各市町村が共同保険者となり、国保制度を運営しています。保険税につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針等に基づき、安定的な制度運営を確保できるよう、慎重に検討してまいります。

② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】国保年金課

一般会計からの法定外繰入につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針等を踏まえ、適切に対応してまいります。

- (2) 所得に応じて払える保険税にしてください。
 - ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】国保年金課

応能応益割合につきましては、保険税水準の統一を踏まえ、適切な保険税負担の在り方を引き続き研究してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】国保年金課

今年度から未就学児に対する均等割の法定軽減を実施いたしますが、全国市長会等を通じて国へ対し、対象者の拡大や軽減割合の拡充を強く要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】国保年金課

一般会計からの繰入れにつきましては、国保の財政状況や県の方針等を踏まえて対応して まいります。

- (3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。
 - ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。
 - ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。
 - ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】国保年金課(①②③まとめて)

短期被保険者証及び資格証明書につきましては、納税相談の機会の確保と被保険者間の負担の公平を図ることを目的に交付しており、今後も適正に交付してまいります。なお、コロナ禍である事情に鑑み、窓口交付は行わず、すべて郵送としております。

- (4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】国保年金課

国民健康保険税の減免につきましては、個別にご事情を伺ったうえで判断しており、一定の 所得額以下であることのみを理由には行っておりません。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、 広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】国保年金課

昨年度と同様に、国の基準に則った新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を実施してまいります。既にホームページに制度案内を掲載しているほか、納税通知書に案内文書を同封するなど、本制度の周知を徹底してまいります。

- (5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】国保年金課

本市では、三郷市国民健康保険に関する規則において、一部負担金の減免について規定し、 運用しております。運用にあたりましては、厚生労働省から平成22年9月13日に通知され た基準により、被保険者の状況に応じて個別に相談を受けるようにしております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】国保年金課

- 一部負担金減免の申請にあたり、被保険者の状況を詳細に聞き取りする必要があることから、申請書等につきましては現行の書式を使用してまいります。
- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】国保年金課

一部負担金減免の申請にあたり、本市職員が被保険者の状況等を詳細に聞き取りする必要

があることから、現行の方法による申請の受付をしてまいります。

- (6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください
 - ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】収納課

国民健康保険税を含む市税等の納付が遅れているかたから納税の相談をいただく際は、納付が遅れている状況や生活実態等を詳しくお聞きするため、来庁でのご相談を促しております。

また、納税相談や財産調査等の結果、財産がないときや、滞納処分を行うことにより生活を 著しく窮迫させるおそれがあるときなどの場合には、法令に基づき滞納処分の執行停止を行っております。

今後も滞納処分の執行停止等の納税緩和については、納税者の納税資力を見極め、法令に基づき適切に対応してまいります。

なお、相談等の中で福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉担当窓口をご案内しております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】収納課

地方税法では、市税等を滞納した場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されており、滞納処分については、国税徴収法や地方税法等の法令に則り執行しております。

生活保障費等の差押禁止財産についても、法令に基づき、差押えは行わないよう徹底しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】収納課

市税等を滞納されているかたには、督促状や催告文書の郵送に加えて、納付呼びかけセンターからの電話による納付勧奨を行うほか、日曜納税相談を行うなどして、あくまで自主的に納付いただくようご案内しております。

しかしながら、納税折衝や財産調査の結果、納付できる財産があるにもかかわらず、納付いただけない場合には、法令に則った差押え等の滞納処分を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】収納課

市税等を滞納した場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されており、

滞納処分については、国税徴収法や地方税法等の法令に則り執行しております。

また、相談において、生活再建等の福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉相談窓口をご案内しております。

(7) 傷病手当金を支給してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症の感染状況及び国の動向を注視してまいります。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策として、国の指針に基づき条例改正を行い、被用者に対して 傷病手当金の支給をすることとしました。今後の国の動向に応じ、対応してまいります。

(8) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。
- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】国保年金課(①②まとめて)

国保運営協議会の委員につきましては、医療関係者、有識者のほか、被保険者のかたからも 選出しています。選出方法については引き続き検討してまいりたいと考えております。

(9) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】健康推進課

特定健康診査の本人負担につきましては、現在、国民健康保険特別会計から半額補助を行っております。国民健康保険の財政状況から、現段階での本人負担、家族負担の無料化は困難な状況です。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】健康推進課

集団方式では、胃がん・肺がん・大腸がん検診は、特定健康診査と同時に実施しております。 乳がん検診と子宮がん検診は、女性特有の検診のため、健診会場のレイアウトや新たな部屋の 確保、及び医師の確保できる時間帯などの課題があり、困難な状況です。

個別方式では、市内指定医療機関の予約方法等により、特定健康診査とがん検診を同時に受診できない場合があります。乳がん検診と子宮がん検診は、実施している医療機関が少ないため特定健康診査と同時受診は、困難な状況です。

③ 2022 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】健康推進課

個別方式の早めの受診をすすめるための勧奨はがきを送付します。また未申込者に対し複数回受診勧奨を行います。集団方式の申込者に対し、健診日が近づいたら健診日を知らせるはがきを送付し、受診忘れを予防します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】健康推進課

三郷市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めております。新規業務や、変更業務が生じた場合は、三郷市個人情報保護審議会に諮り、承認を受けております。今後も個人情報の取扱いにつきましては、管理を徹底してまいります。

2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。
- (2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】国保年金課((1)(2)まとめて)

後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、世代を超えた医療保険制度全体での視点が必要と認識しておりますことから、今後も国および関係機関の動向を注視してまいります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】ふくし総合支援課

生活に困窮している場合には、困窮している内容をお聞きしながら、福祉サービスにおいて利用可能な制度の紹介を行い、その制度を実施している関係課と連携を図っての支援を行ってまいります。

【回答】長寿いきがい課

高齢者の見守りにつきましては、見守り配食サービスとして食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、栄養バランスのとれた昼食又は夕食を届けるとともに利用者の安否を確認しております。また、緊急通報システムとして、ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病やケガなど突発的な事故等があった際に、通報ボタンを押すことにより受信センターに通報され、緊急を要する場合には救急車等の出動を要請し救助を図っております。加えて、利用者へ月1回以上の定期連絡を行い、日常生活の状況把握及び安否確認も実施しております。

【回答】国保年金課、健康推進課

本市では、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、生活習慣病の重症化を予防することを目的として、後期高齢者健康診査の結果から支援が必要と判断される対象者を抽出し、個別訪問による医療機関への受診勧奨及びその後の医療機関受診状況の確認を行っております。この事業は所得に関わらず実施しており、今後も引き続き支援を進めてまいります。

5

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】長寿いきがい課

第8期三郷市高齢者保健福祉計画では、健康で自立した生活の推進を目標に、介護予防・健康 づくりを重点施策として掲げ、フレイル予防の推進として健診等を通じた健康づくりの推進、運 動を通じた健康づくりの推進、介護予防事業の推進に取組んでおります。令和3年度からは、地 区サロン等への通いの場へのリハビリテーション専門職等の派遣を開始しております。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】健康推進課

後期高齢者健康診査及び各種がん検診の受診費用につきましては、後期高齢者医療保険加入のかたは無料で実施しております。また、集団歯周疾患検診を年に1回実施しており、75歳以上のかたは無料としております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。 国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】健康推進課

埼玉県との協議の場等で引き続き議論の推移を注視してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康推進課

引き続き国や県の動向を注視し、県の地域医療構想協議会などを通じて連携・協力してまいります。

- 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために
 - (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】健康推進課

本市におきましては、令和3年1月に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、人員 体制を強化しております。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】健康推進課

保健所は地域保健法に基づき都道府県等が設置することとされており、所管区域は二次医療圏とおおむね一致した区域となっております。

今後におきましても、引き続き、県及び関係機関と連携を行い、新型コロナウイルス感染拡大 防止に向け、取り組んでまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】健康推進課

埼玉県では、令和3年12月23日より、無症状者で「ワクチン・検査パッケージ」を活用するために検査が必要なかたや、健康上の理由によりワクチン接種がうけられないかたなどを対象に、埼玉県 PCR 検査等無料化事業を実施しており、令和3年12月28日以降は、感染拡大に伴い対象者を拡大し、感染に不安がある無症状のかたは検査を受けることができます。

令和4年4月1日からは、定着促進事業として「発熱などの症状がないこと」「原則、新型コロナウイルスワクチンの接種が3回済んでいないこと」「社会経済活動に際し事前に検査を実施するものであること」の3点すべてを満たすかたを対象に追加しており、令和4年6月23日現在、市内では7か所の薬局で受検することができます。

また、感染拡大防止という観点からは、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、本市ではエッセンシャルワーカーの初回接種を他の市民に先駆けて実施しているため、必然的にその後の接種についても、他の市民より早く接種対象となるため、早期に3回接種を終了することができていると認識しております。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】健康推進課

- (3)と同様
- (5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】新型コロナウイルスワクチン接種対策室

接種希望者が接種を行えるよう、国の通知に基づき引き続き十分な体制を整えてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】介護保険課

高齢化にともない、要介護者数及び介護給付費が増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。介護保険料の設定に当たっては必要な介護サービス量を適切に見込むとともに、可能な限り保険料の抑制につながるよう、引き続き関係部署と連携して介護予防事業等の充実を図ってまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2021 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022 年度も実施してください。

【回答】介護保険課

令和3年度は 13 件、計約 87 万円の適用がありました。今年度も同様の減免措置を実施いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。 さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の 個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】介護保険課

所得段階第1~3段階のかたの保険料につきましては、法令に基づき引き下げの措置を行っており、今年度も引き続き実施されます。

- 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
 - (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】介護保険課

独自の給付につきましては、市民の皆様の負担増にもつながることから、慎重にすべきと考えます。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費(補足給付)」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】介護保険課

当該改正につきましては、在宅で暮らす方との公平性の観点などを考慮し、能力に応じた負担とするための見直しととらえており、改正後の影響について注意深く見守ってまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と 居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。 【回答】介護保険課

独自の助成制度につきましては、市民の皆様の負担増にもつながることから、慎重にすべき と考えます。

- 6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を 把握し、必要な対策を講じてください。
 - (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】健康推進課

令和2年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、介護サービス事業所等へ 支援金を支給しております。今後も感染拡大状況等を注視してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】介護保険課

令和2年度から3年度にかけて、県を通じ国からの支給を受け、市役所内でこれまで数度にわたりマスク・手袋及び消毒液の配布を行いました。引き続き国・県と連携して対応してまいりま

す。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。 公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】新型コロナウイルスワクチン接種対策室

市内の各施設、医療機関と連携を行い、希望する対象者が接種を行えるよう接種を推進してまいります。

【回答】健康推進課

埼玉県では、令和3年12月23日より、無症状者で「ワクチン・検査パッケージ」を活用するために検査が必要なかたや、健康上の理由によりワクチン接種がうけられないかたなどを対象に、埼玉県 PCR 検査等無料化事業を実施しており、令和3年12月28日以降は、感染拡大に伴い対象者を拡大し、感染に不安がある無症状のかたは検査を受けることができます。

令和4年4月1日からは、定着促進事業として「発熱などの症状がないこと」「原則、新型コロナウイルスワクチンの接種が3回済んでいないこと」「社会経済活動に際し事前に検査を実施するものであること」の3点すべてを満たすかたを対象に追加しており、令和4年6月23日現在、市内では7か所の薬局で受検することができます。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】介護保険課

第8期三郷市介護保険事業計画では、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護1施設の新設(令和4年5月開設)及び特別養護老人ホームの増床を計画しています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】長寿いきがい課

地域包括支援センター職員の増員を図るため、委託料の見直しを図り対応しております。今後も高齢者人口の推移や国の動向を注視し、体制の充実を検討してまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】介護保険課

本市では、県の事業として行われている、市内における介護に関する入門的研修や介護職への 就業支援の説明会の開催に協力しており、今後も県と連携を図ってまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】子ども支援課

埼玉県ケアラー支援条例、埼玉県ケアラー支援計画に基づき、事業者や関係機関と協力し、必

9

要な支援に取り組んでまいります。

【回答】ふくし総合支援課

ふくし総合相談窓口では、ヤングケアラーに限定することなく、生活にかかる相談内容をまず 相談者からお聞きした上で、利用できる福祉的な制度の紹介を行ったり、関係する部署へ繋ぐな どの連携を図りながら、相談者への支援を引き続き行ってまいります。

【回答】障がい福祉課

相談支援を通じて個々の状況を整理し、必要とされるサービス調整を行うことになりますが、 ニーズや世帯状況によって障がい福祉課だけで完結しない事例も多いため、引き続き関係課と 連携し対応してまいります。

【回答】長寿いきがい課

長寿いきがい課では、ヤングケアラーに限らず、介護家族者支援として地域包括支援センターにて相談対応しております。複合的な対応が必要とされる場合もありますので、引き続き関係課と連携し対応してまいります。

【回答】指導課

各学校に、ヤングケアラーに関する県からの情報の提供や中学生向けハンドブックを配付し、 意識の啓発を図るとともに、SCやSSW等を通じて児童生徒の様々な状況把握に努めており ます。また、昨年11月には、各校の学校だよりやホームページで、「ケアラー月間」を掲載し、 教職員や保護者、児童生徒への周知を行いました。各校では、児童生徒との面談や生活ノート

支援が必要な状況を把握した場合には、関係各課と連携を図ってまいります。

等から生活の状況を把握し、丁寧に家庭での様子や心情を聞き取っています。

11. 保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)を廃止し、誰もが必要な介護(予防) サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよ う県や国に要請してください。

【回答】介護保険課

当該交付金につきましては、増え続ける介護需要に対処するため、保険者(市)として主体的な取り組みが求められているものと受け止めており、安定的な事業運営のため引き続き努力してまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】介護保険課

国費負担割合の引上げについては、以前から市長会を通じて国に要望しており、今後も機会を捉え要望してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

- 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。
 - (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。 感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】健康推進課

令和2年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、障害福祉サービス事業所 等へ支援金を支給しております。今後も感染拡大状況等を注視してまいります。

【回答】障がい福祉課

利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス事業所等につきましては、緊急雇用に係る費用、消毒・清掃費用、在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用等への補助制度を埼玉県が設けております。国や県の動向、新型コロナウイルス感染拡大等の状況を踏まえ、在宅障がい者への衛生用品等の配布について引き続き検討してまいります。

(2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経 過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】健康推進課

市では、保険診療において PCR 検査を受検したかたにつきまして、1人1回1,780 円を上限に、引き続き助成を実施しております。また、埼玉県では、令和3年12月23日より、無症状者で「ワクチン・検査パッケージ」を活用するために検査が必要なかたや、健康上の理由によりワクチン接種がうけられないかたなどを対象に、埼玉県 PCR 検査等無料化事業を実施しており、令和3年12月28日以降は、感染拡大に伴い対象者を拡大し、感染に不安がある無症状のかたは検査を受けることができます。

令和4年4月1日からは、定着促進事業として「発熱などの症状がないこと」「原則、新型コロナウイルスワクチンの接種が3回済んでいないこと」「社会経済活動に際し事前に検査を実施するものであること」の3点すべてを満たすかたを対象に追加しており、令和4年6月23日現在、市内では7か所の薬局で受検することができます。

新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査は保健所の所掌事務となっております。 今後も、県の動向を注視してまいります。

(3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】障がい福祉課

職員の不足につきましては、障がい分野だけではなく、介護分野等でも生じている点は 承知しております。賃金やマッチング等様々な要因が考えられますが、どのような手立て が有効なのかについて、他の福祉分野とも情報を共有し、研究してまいります。

(4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への

不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】新型コロナウイルスワクチン接種対策室

接種対象者のかたは、どなたでも速やかに接種できるよう接種を推進してまいります。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが 必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】障がい福祉課

本市の地域生活支援拠点等整備事業につきましては、三郷市障がい者地域生活支援協議会等において情報の共有や検討を進めております。国はこの事業の柱として5項目(相談、緊急時対応、専門性の確保、地域の体制づくり、体験機会・場の確保)を示しており、中でも本市として優先すべきは「相談」と「緊急時対応」と捉え、「相談」については令和3年1月から委託相談支援事業所を増設し、今年度(令和4年度)は基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の体系化と強化を図るべく、具体的業務の試行を始めております。「緊急時対応」につきましては、令和3年度に、短期入所が2名分増床となりました。今後も共同生活援助事業所に対して、短期入所併設に向けた個別説明と設置依頼を行い、緊急時の受け入れ先として届出をしていただける事業所の拡大に向けて努めてまいります。他の項目も含めて、三郷市障がい者地域生活支援協議会等での進捗管理を行う中で、ニーズに即した拠点整備となるよう検討していきます。

医療的ケアを必要とする方やヤングケアラーへの支援については、相談支援を通じて個々の 状況を整理し、必要とされるサービス調整を行うことになりますが、ニーズや世帯状況によって 障がい福祉課だけで完結しない事例も多いため、引き続き関係課と連携し対応してまいります。

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】障がい福祉課

拠点等の整備については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等において、優先 的な整備対象として位置付けられており、こうした補助等を活用してまいります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】障がい福祉課

障がい福祉に係る事業所や関係団体等のみならず、障がいを持つ方の意向も含めて検討・構築 を進めてまいります。

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム(重度

の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】障がい福祉課

日中サービス支援型を含めたグループホームや短期入所の拡充の必要性は承知しております。 その開設に関する事業者等からの相談は通年で有り、「三郷市障がい者計画」に基づいた本市の ニーズやサービス利用実績等も伝えながら事業申請への協力を行っております。

暮らしの場の整備はもちろん必要ですが、その規模や内容等については当事者の意向(例えば在宅を希望するのか、入所系を希望するのか)等にも左右されるものと思われます。そのため、三郷市障がい者生活支援協議会等において、当事者のニーズやサービス利用実績等も踏まえ、広くご意見をいただきながら検討していくことが必要と考えます。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。 点在化している明日をも知れない老障介護 (8 0歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】障がい福祉課

障がい福祉課や障がい福祉相談支援センターで相談対応をする中で、老障介護を含め様々な 課題を抱える世帯があることは承知しております。障がい福祉課だけでは対応しきれない事例 も多く、引き続き生活困窮・介護・生活保護担当部署等との連携を密に、対応してまいります。

(3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】障がい福祉課

現行の障がい福祉サービス制度においては、施設入所者やグループホーム利用者が一時帰宅をしている際に、市町村が特に必要と認める場合は、施設入所支援等との報酬が重複しないことを条件に短期入所や居宅介護等を利用できる「併給」が可能となっております。家庭状況も様々でございますことから、事前に相談いただければ、可能な範囲で対応・調整いたします。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが 必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】障がい福祉課

現在、一部負担金等は設けておりません。助成の対象や内容につきましては、今後も福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。 【回答】障がい福祉課

本市の重度心身障害者医療費助成制度におきましては、埼玉県の未就学児までの現物給付 広域化に倣い、全年齢を対象に埼玉県内の現物給付を実施する予定です。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳2級のかたにつきましては、65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、かつ、65歳以上で後期高齢者医療制度に加入された場合、助成制度の対象としています。

支給要件につきましては、今後も福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給 状況や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

(4) 行政として、二次障害(※) について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】障がい福祉課

二次障害について理解を深めることの必要性は承知しております。相談支援を通じて、相談者個々の生活の困難さや不安等に寄り添い、少しでも負担の少ない生活が送れるよう、医療機関等との連携も含めて対応してまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してく ださい。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

本市では障害者生活サポート事業を実施しておりません。地域生活支援事業である「移動支援 事業」、市独自事業である「三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業」にて対応してお ります。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1)初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券 (補助券)の検討を進めてください。

【回答】障がい福祉課

初乗り運賃の改定を受け、券の枚数を年間最大24枚から34枚に増加しております。券の利用方法につきましては、県内の広域協定によるものとしておりますが、今後も補助内容や効果及び近隣市町の動向を勘案し、判断してまいります。

(2)福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用券は、障がい者のかたに介助者や付き添いのかたが同乗する場合も利用が可能です。燃料費助成券につきましては、同居の親族が利用者に代わって券を給油所の係員に提出することが可能となっております。また、所得や年齢の制限はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】障がい福祉課

福祉タクシー運営協議会等で県や他市町村と協議を図り、障がい福祉施策全体との調和を図りながら、引き続き検討してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザーズマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】危機管理防災課

令和3年5月、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改正され、福祉避難所について、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度などが創設されました。引き続き、指定避難所における要配慮者スペースや福祉スペースの確保を進めるとともに、新たなガイドラインに沿った体制の整備についても取り組んでまいります。

【回答】ふくし総合支援課

個別避難計画の作成を進めていくためには、地域における避難支援等実施者の不足解消が欠かせません。現在でも、避難支援等関係者である町会・自治会には、班や組の単位で支援体制の確保の呼びかけ等お示ししておりますが、班や組が高齢者のみの編成となってしまう場合があり、地域住民相互の支援関係構築が難しいこともあることから、若者世代にも避難行動要支援者制度を広く周知し、積極的な参加を求めていくとともに、個別避難計画作成に課題を抱える町会・自治会からの相談にも対応してまいります。

(2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。 登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】ふくし総合支援課

名簿登載の対象者は、75歳以上の独居のかた、75歳以上の高齢者のみの世帯のかた、介護保険制度による要介護3以上の認定者、身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けているかた、養育手帳マルAまたはAの交付を受けているかた、精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けているかたであり、これらの要件以外にも、避難支援が必要と判断されるかたも対象で、ひとり親家庭のお子さんや共働き世帯による日中独居のお子さん、高齢者、妊産婦、日本語に不慣れな外国籍のかた等、避難に不安があるかたはどなたでも申し出ていただくことで、名簿登載することができます。また、登録者の避難者経路につきましては、要支援者の避難支援等実施者に経路を確認してもらうよう周知をしております。

【回答】危機管理防災課

避難所となる施設のバリアフリー化につきましては、小中学校や県立学校、地区センター等の 施設管理者において推進しており、危機管理防災課でも現状を確認しております。

(3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】危機管理防災課

平成31年3月に水害ハザードマップを改訂した際には、市民はもちろんのこと、市内の要配慮者施設にも水害ハザードマップを配布するとともに、市ホームページにも掲載しております。また、令和4年1月に作成しました「わが家の防災マニュアルブック感染症対策編・風水害対策編」には、台風等による水害対策に必要な情報の入手方法や、避難情報の一覧、家庭ごとの避難

計画(マイタイムライン)の作成などを掲載しており、町会・自治会や市内の要配慮者施設への配布、市内公共施設での設置・配布など、多くのかたにご覧いただいております。引き続き、水害リスクの周知・啓発に努めてまいります。

(4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】危機管理防災課

- (1) でもお答えしましたとおり、改正されたガイドラインに沿った体制の整備について取り組んでまいります。
- (5) 避難所以外でも、避難生活(自宅、車中、他)している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】危機管理防災課

避難所は自宅での生活が困難なかたの生活の場であると同時に、在宅での避難者や、指定の 避難所以外で生活するかたへ支援を届けるための拠点としての役割も担っておりますので、在 宅避難者等につきましても、指定の避難所において名簿の管理をし、食料等の配給を行うことを 原則としております。

(6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】ふくし総合支援課

災害時に民生委員・児童委員協議会の委員が、在宅避難者へ訪問・支援できるよう名簿の開示をしております。

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】企画調整課

令和2年度から、自然災害や感染症の発生など様々な危機事象への対策を強化するため、新たに危機管理監を設置し、関連部署の総括を行っております。これにより、各関連部署との連携をこれまで以上に強化し、危機事象に対応しております。保健所の機能強化につきましては、今後も、国・県・保健所などとの連携を図りながら、各々の役割に応じ、地域住民の健康を支えられるよう努めてまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】障がい福祉課

障がい福祉に関する予算について、具体的に廃止を検討している事業はありません。障がい福

祉サービスに係る支出の伸びなど厳しい財政状況において、引き続き予算を維持・確保できるよう努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
 - (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】すこやか課

令和3年4月1日現在の待機児童数は17人で、保留児童数は186人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ 児童総数を教えてください。

【回答】すこやか課

各年齢別の受入れ児童総数は 0 歳児 187 人、1 歳児 427 人、2 歳児 491 人、3 歳児 502 人、4 歳児 495 人、5 歳児 485 人です。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
 - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】子ども政策室

待機児童解消の対策につきましては、令和2年度に策定した「三郷市子ども・子育て支援事業計画(「みさとこどもにこにこプラン」内包)に基づき、保育ニーズを見込み、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等を整備することなどにより、必要とする受け入れ枠の確保に努めております。引き続き保育ニーズの推移等を見極めてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】すこやか課

給付費、補助金につきましても入所児童数に応じた支援を行うとともに、引き続き、統合保育を推進してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】子ども政策室

施設整備事業費の増額につきましては、国・県補助制度の動向を注視してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い 成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】すこやか課

職員配置については国の配置基準に基づき定めておりますが、新型コロナウイルス感染を防止する観点から少人数保育を実施する際には、新たに保育スペース及び保育士の確保などが必要となることから、国や県の動向を注視してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、市内全ての保育施設に対し、空気清 浄機や消毒用アルコール等の購入費の補助を行っており、令和4年度においても施設の規模に 応じて感染防止対策にかかる支援を行ってまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏ま えて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治 体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】人事課

今年度、保育所に勤務する保育士及び看護師として7名を正職員として新規採用しております。 引き続き、市立保育所の運営に必要な保育士の確保に努めてまいります。

【回答】すこやか課

国において、公定価格に人事院勧告分及び処遇改善加算の賃金改善要件分の上乗せをして保育 士賃金の改善を図っており、これに加えて本市では、遠方からの保育士採用及び就労定着を図る ため、事業者が宿舎を借り上げる費用の一部を補助する国の補助金を活用するほか、市独自に保 育士の給与改善を目的とした補助を行っております。今後も、「三郷市民間保育施設等運営改善 費補助金交付要綱」に基づき、民間保育施設の保育士の処遇改善のための補助を引き続き実施し てまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増に ならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】すこやか課

食材料費(主食費・副食費)の取り扱いが、国から示された全国一律のものであることや、財

源の確保という課題もあることから、国や近隣自治体等の動向を注視してまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】すこやか課

保育の質の向上のため、様々な研修案内の周知をはじめ、市が開催する保育士研修の実施について、民間保育施設を含めた案内を行っております。認可外保育施設への指導監査につきましては、毎年度、計画的に実地検査を実施しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】すこやか課

入所中の児童の下の子の出産に伴う保護者の育児休業期間中の保育施設の利用につきましては、育児休業取得証明書に記載の育児休業期間を確認したうえで、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末まで支給認定を行っております。今後も保育格差が生じないよう、支援を進めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65 m以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】教育総務課

児童クラブの入室につきましては、令和4年6月1日現在、待機児童はおりません。引き続 入室を希望する児童の受け入れができるように努めてまいります。

また、適正規模につきましては「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の基準に基づく運営に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】教育総務課

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」につきましては、令和3年度に要件を充たす取り組みがございましたので、申請をいたしました。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、申請に必要な要件を充たしていないことから、引き続き近隣市の状況を注視してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、 常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるよう に改善してください。

【回答】教育総務課

「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」の改善については、埼玉県が実施する事業となることから、埼玉県や近隣市の状況を注視してまいります。

【子ども医療費助成】

- 9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。
 - (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就 学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】子ども支援課

本市のこども医療費助成制度におきましては、埼玉県内の現物給付を中学校卒業までの児童を対象に実施する予定です。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】子ども支援課

こども医療費の対象児童を 18 歳年度末まで拡大することにつきましては、国や県の動向に注視するとともに、拡大による医療費支給状況の推移、他の子育て施策との整合性、近隣市町の動向などを総合的に判断して参ります。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】子ども支援課

県に対して、埼玉県市長会を通じて助成対象年齢を引き上げるよう要望をしております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020 年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立

場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】生活ふくし課

本市では、ホームページを通じて生活保護制度の内容を周知しており、個別の生活保護の相談時におきましても、「(申請は)申請者の意思に基づいて受け付けていること」、「申請後の影響や制限等含めた制度の仕組み」等について正確な情報を伝えるよう努めております。

また、他の福祉関係の相談時に、生活保護についての案内等をする場合もございますので、的 確なタイミングで適切に情報提供できるよう福祉事務所内で連携をしております。

今後も誤解などにより、生活保護の相談、申請をためらうことのないように、わかりやすく、 丁寧な説明を行うよう留意してまいります。

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】生活ふくし課

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものと定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されております。

これは、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には基本的に直接の照会を行わないこととして差し支えないものとしております。(令和3年2月26日付、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)

扶養照会の実施が相談者の保護申請の妨げとならないよう、特に申請時には十分な聞き取りを 行うなどの情報を収集し、個別の事情を検討の上で、最終的に判断をしております。

今後も引き続き、対象者それぞれの状況を十分に確認・検討し、機械的な扶養照会はしないよう留意してまいります。

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報を預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」を NPO の外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 OB が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】生活ふくし課

令和元年 12 月 23 日「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」において「生活保護に

おけるケースワーク業務の外部委託化」の方針が閣議決定されました。

また令和3年3月31日付、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡において、「保護実施機関における業務負担軽減に向けた方策について」の「2 業務委託について」で、委託元と委託先との間に作業における指揮命令系統が発生しないことを前提に、保護の決定又は実施に関与せず、明らかに公権力に当たらない業務の全部又は一部において、外部委託が可能と示されています。

現時点において、三郷市では上記における業務を外部に委託しておりませんが、今後も国の動向を注視し、十分に検討した上で現状に即した対応を行ってまいります。

また、現在三郷市生活ふくし課において行政対象暴力対策員を1名配置しております。行政対象暴力対策員は、主に来庁者による窓口での暴言暴力等の反社会的行為の対応等、職務上におけるトラブルや不当要求等の相談について解決に向けた助言や指導を担っており、警察組織とも連携し円滑な業務運営を図っております。今後においても適正に業務が行えるよう努めてまいります。

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でも ミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼 働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】生活ふくし課

生活保護の決定・変更については、個々に基準が異なり計算がより複雑なものとなることから、ケースワーカーにおいても十分注意の上、手続きを進めます。また、内容の記載だけではなく、お問い合わせに対しても引き続き丁寧な説明を心がけます。

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】人事課

今年度、社会福祉主事の有資格者を福祉職として1名新規採用しております。引き続き、必要なケースワーカーの確保に努めてまいります。

【回答】生活ふくし課

埼玉県監査におきましても、ケースワーカー数の充足につきましては指摘をされておりますので、保護の動向に併せ、人事当局に要望をしていきたいと思います。

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」

と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保 護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】生活ふくし課

相談者が申請時に居宅等を失った、あるいは同等の状態にある際、無料定額宿泊所の案内をすることもありますが、当市ではそういった場合、必ず本人の同意を求めており、希望者に対して 入居の支援をさせていただいております。

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】ふくし総合支援課

相談窓口では相談内容に応じて、生活保護を含めた福祉サービスのご案内をしており、また困窮状態が続き窮迫性が高い方からの相談につきましては、生活保護の担当課と情報の共有をするなどの連携を図っています。生活困窮者自立支援事業の充実につきましては、関係課や他機関との連携を図りながら、引き続き適切な支援に努めてまいります。

【回答】生活ふくし課

福祉事務所内外の相談担当部署と連携し情報共有の上、必要とされるかたに対して的確に支援・サービスが届くよう今後も努めてまいります。

以上